

継続的評価分析支援事業に係る これまでの経緯等について

予防給付及び地域支援事業の評価について

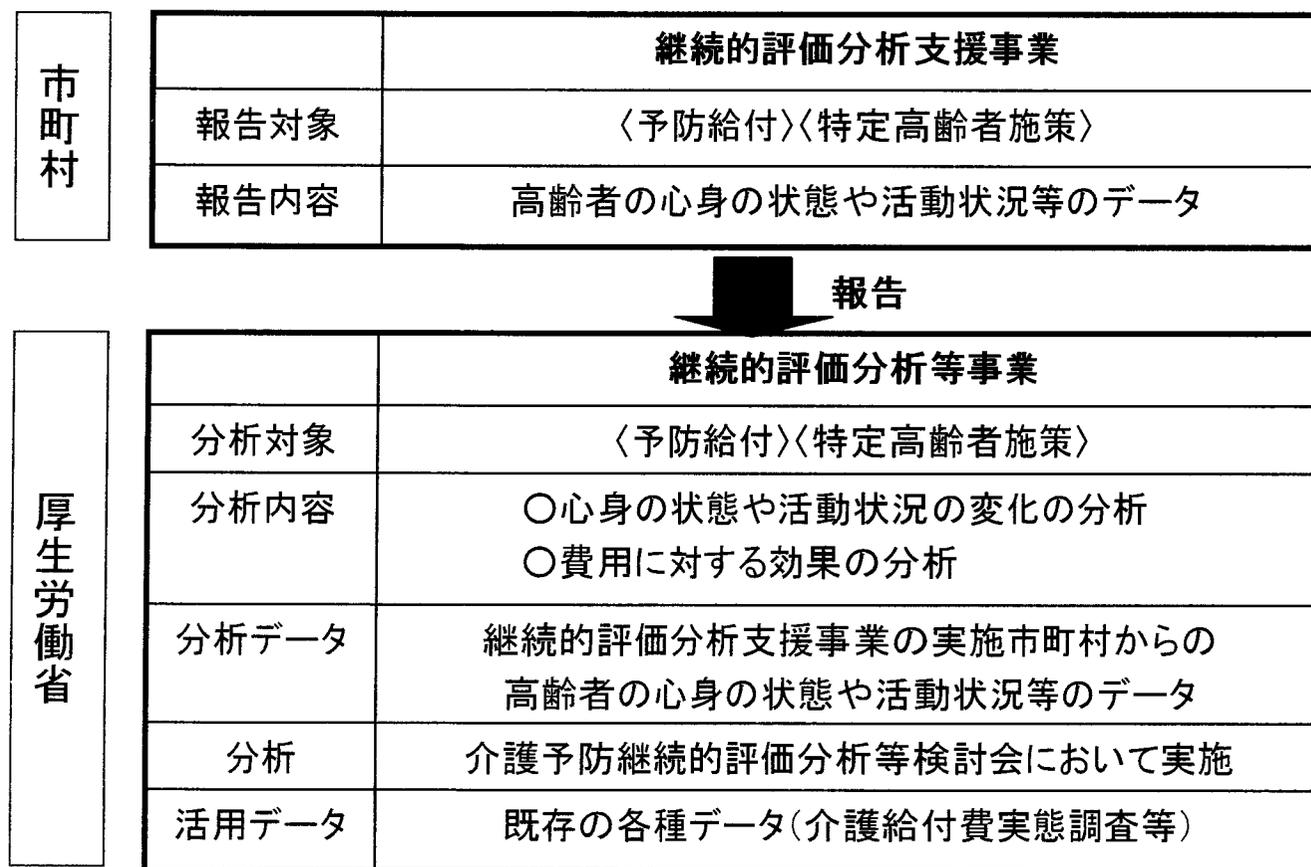
介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年6月29日法律第77号)

附則第2条第2項(検討)

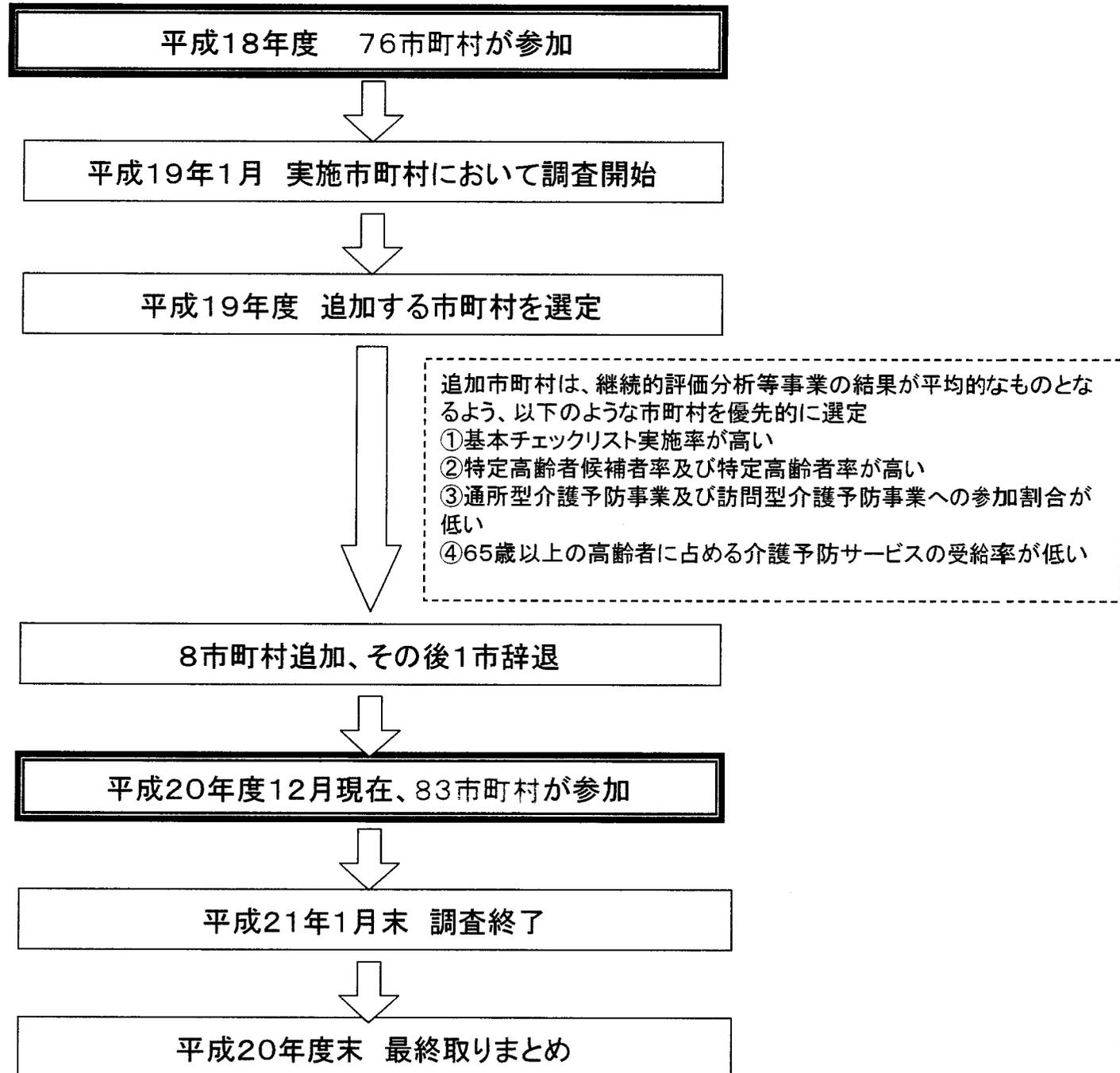
政府は、この法律の施行後3年を目途として、第3条の規定による改正後の介護保険法(以下「新介護保険法」という。)による予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

介護予防の有効性の評価について

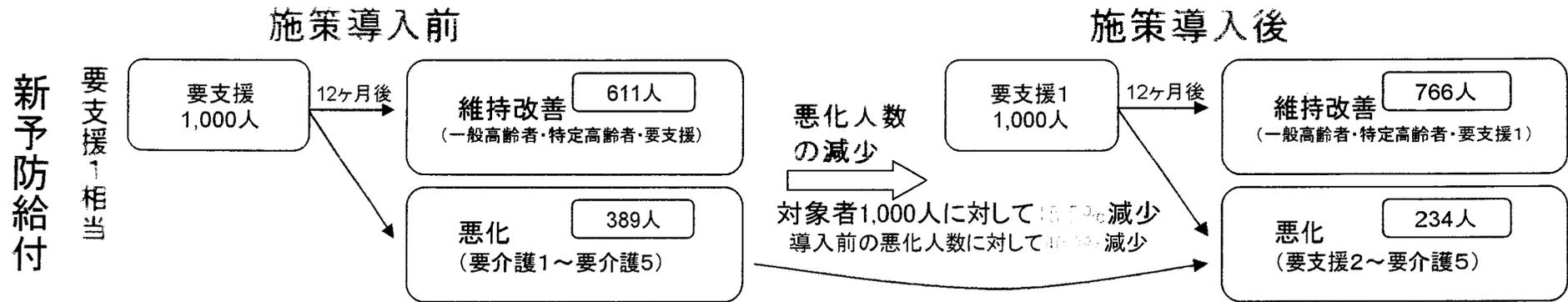
- 介護予防(新予防給付・特定高齢者施策)の効果の分析については、継続的評価分析支援事業の実施市町村(83市町村)における詳細なデータを基に、厚生労働省が継続的評価分析等事業において行うこととしている。
- 本事業においては、①介護予防サービスを受けた高齢者の心身の状態や活動状況の変化の分析及び②介護予防の費用に対する効果の分析を行うこととしている。



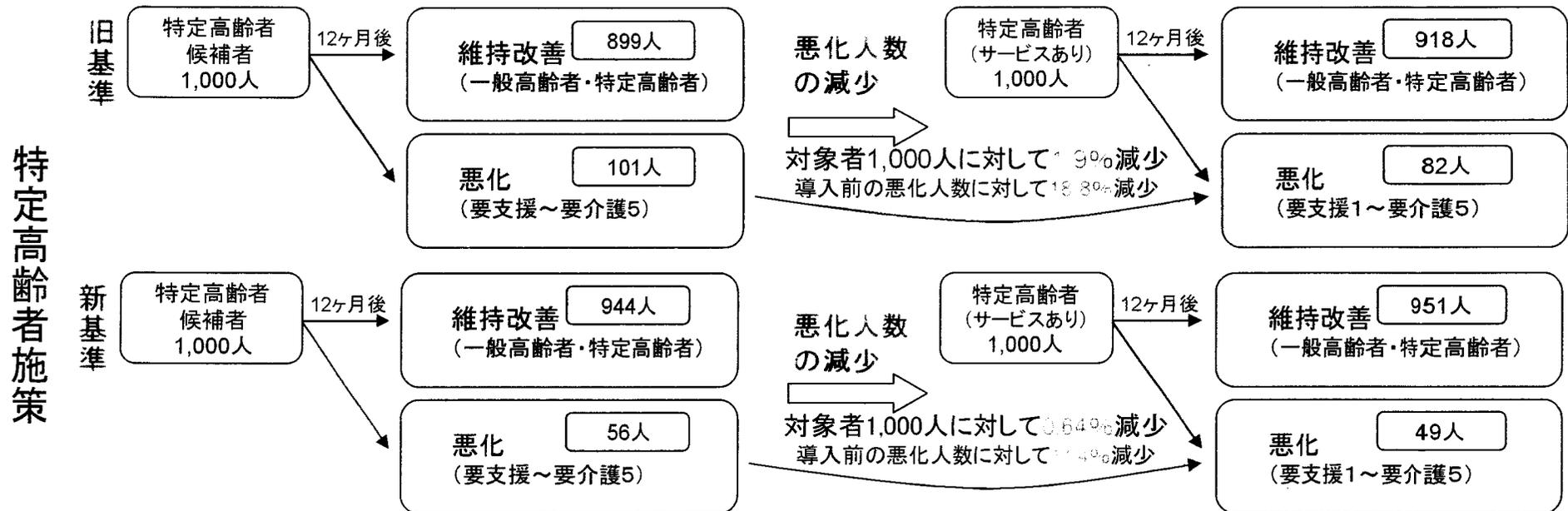
継続的評価分析支援事業のスケジュールについて



「要介護度が悪化した者の発生率」を用いた介護予防サービスの効果分析の結果について (平成20年5月28日 第4回検討会概要)



1,000人を1年間追跡(12,000人月)した場合、以下の結果となり、介護予防効果が認められた。
対象者1,000人に対して15.5%(155人)減少し、コントロール群の悪化人数(389人)に対して40%(155人)減少した。
※性・年齢調整を実施



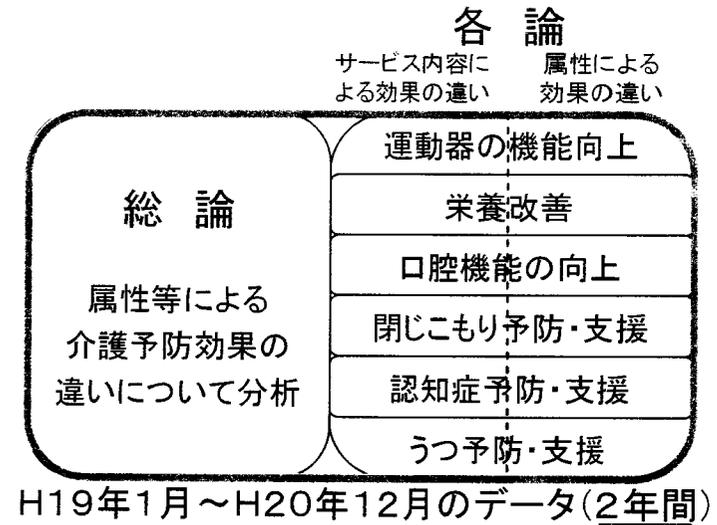
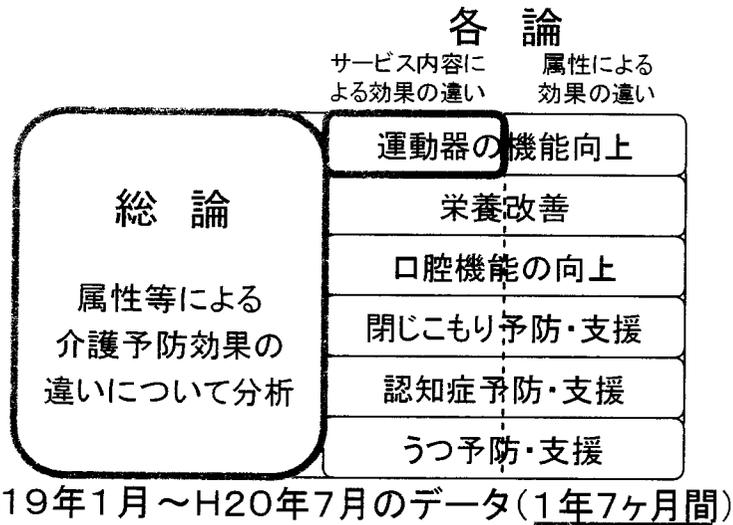
1,000人を1年間追跡(12,000人月)した場合、以下の結果となり、介護予防効果が認められた(※)。
旧基準では、対象者1,000人に対して1.9%(19人)減少し、コントロール群の悪化人数(101人)に対して18.8%(19人)減少した。
新基準では、対象者1,000人に対して0.64%(6人)減少し、コントロール群の悪化人数(56人)に対して11.4%(6人)減少した。
※統計学的有意差は認められなかった

今回の分析と次回（取りまとめ）の分析との関係について

今回（12月18日）

次回（取りまとめ 3月目処）

属性等による介護予防効果の違いに係る分析



費用対効果分析

